

協定を結んだ社会福祉施設との意見交換会



市の職員と各施設の職員との間で、福祉避難所の役割について確認を行うとともに、災害時における課題について、多くの意見が交わされました。
市民のかけがえのない命を災害から守るために、ここで上がった貴重な意見を、今後の防災体制に役立てます。

社会福祉施設と合同で防災訓練を実施

■避難所のレイアウトの確認

社会福祉施設と市の職員で、福祉避難所が開設された場合のレイアウトについて確認しました。
併せて、福祉避難所が開設された際、避難者のニーズを充足するために必要となる機材や物品などについて、予想される課題への対策を検討し、意見を共有しました。



■情報伝達訓練

災害発生時のマニュアルフロー（作成中）に基づいて、市の職員と社会福祉施設などの職員で、施設の被害状況を迅速かつ的確に伝達する訓練を行いました。
訓練を通じて、災害時におけるチームワークの大切さや災害時における情報の共有・伝達の重要性を再認識しました。



福祉避難所の役割を知ろう

「福祉避難所」とは、災害発生時に、一般の避難所（学校の体育館など）での避難生活が困難な人を受け入れる施設です。ただし、災害時に必要に応じて開設される「二次的な避難所」であるため、最初から避難所として避難することはできません。まずは、一般の避難所などへの避難をお願いします。

福祉避難所の対象者

福祉避難所に避難することができるのは、主に要介護の高齢者、障害がある人、妊産婦など、避難所生活において特別な配慮を必要とする人（以下「要配慮者」という）で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院していない、在宅の人です。

福祉避難所の場所

福祉避難所は、市と「災害時に要介護者等の避難施設として社会福祉施設等を使用することに關する協定書」を締結した、18の社会福祉施設を想定しています。
ただし、災害の規模や、社会福祉施設の被災状況、受入可能人数などによって、開設

される施設や時期が変わってきます。

福祉避難所への避難の方法

福祉避難所となる施設については、普段からの利用者がいるため、対象となる人全員を受け入れることは困難です。そのため、より必要性が高い人から、順次避難していただくこととなります。
具体的には、市の災害対策本部が、「避難所に避難したものの、避難所での生活が著しく困難な人」や「在宅での避難生活が困難になった人」などを対象に、本人の状態や避難生活の状況、福祉避難所の開設状況や受入可能人数などを踏まえ、受け入れの調整を行います。（下図参照）

福祉避難所の運営は誰が行うのか

社会福祉施設の職員は、入所している人のケアや施設の通常業務の対応があります。そのため、福祉避難所の運営は、市の職員、社会福祉施設の職員、ボランティア、福祉避難所に避難した要配慮者の家族などが協力して行います。

一般の避難所（学校の体育館など）でも配慮を

福祉避難所に避難できる人数には限りがあります。そのため、体育館や公民館などの一般の避難所では、一般の避難者が過剰な部屋とは別の部屋やスペースの中を区切った空間（畳やカーペット敷きなど、一般の避難者よりも配慮された環境）を確保しましょう。
また、要配慮者への配慮の一例として、▼耳が不自由な人に対して、目からの情報が入りやすい掲示板の近くにスペースを確保する▼目の不自由な人に対して、壁づたいに移動できるような場所にスペースを確保するなども考えられます。

「静岡DCAT」を知っていますか？

「静岡DCAT」とは、福祉分野に特化した公民協働の災害派遣福祉チームです。被災した市町が指定する避難所や福祉避難所において、福祉・介護の専門的視点で支援活動を行います。

【支援活動の例】

- ①福祉的トリアージ
避難者のニーズを把握し、効率的かつ適切に災害時の福祉ニーズの充足を目指します。
- ②環境整備
避難所などで避難者が強いストレスを受けないように、整理・清掃などの環境整備に取り組みます。
- ③移送支援
避難所の混乱を防止するため、要配慮者を適切な避難施設に素早く移送できるよう支援します。
- ④医療支援チームとの連携
医療支援チームと連携することで、被害者に対して、適切に医療が実施できるように支援します。

